

## 知的財産契約の実務（第12回）

### ライセンス契約におけるライセンシーの義務条項 —ライセンシーに課される義務条項の在り方を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授  
石田 正泰

#### 目次

はじめに

1. ライセンス契約の契機・目的
2. ライセンス、ライセンシングポリシー
3. ライセンス契約による企業経営に資する知的財産化
4. ライセンス契約の事前調査
5. ライセンス契約の戦略
6. ライセンス契約の交渉
7. ライセンス契約における法的リスクマネジメント
8. ライセンシーの義務条項
  - 8-1 ライセンシーの不競争義務
    - (1) ライセンシーの不競争義務問題の概要
    - (2) 不競争義務と不正競争防止法の問題
    - (3) ライセンシーの不競争義務の実務問題
  - 8-2 改良技術のグラントバック義務
  - 8-3 ライセンシーの非係争義務
  - 8-4 ライセンシーの秘密保持義務
  - 8-5 その他の義務条項
9. ライセンス契約と独占禁止法問題

まとめ

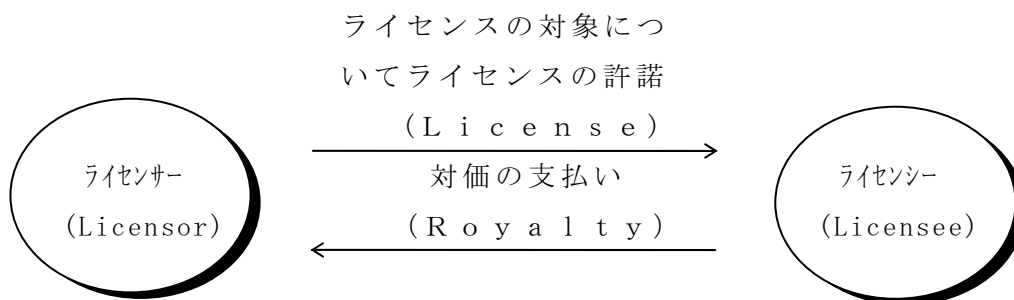
## はじめに

企業経営においては、知的財産権保護制度に沿って、取得、保有する知的財産権を、適正に評価し、適法かつ、公正に企業戦略に取り入れていく必要がある。

知的財産権の基本的特徴は独占的排他権を認知されていることであり、この特徴は、知的財産権に係る技術、商品を独占的に戦略的に自己実施し、競合他社の市場参入を障壁を構築して阻止し、市場の独占を計ることである。しかし、この市場独占の経営戦略は、どのような状況下でも通用する唯一絶対のものではない。絶対優位は、多くの場合期待できず、比較優位が現実であるので、次に検討すべき経営戦略は、ライセンス戦略である。

ライセンス契約とは、当事者の一方（ライセンサー、Licensor）が、相手方（ライセンシー、Licensee）に対して、特許発明、ノウハウ等ライセンスの対象について、一定の対価（実施料、使用料、Royalty）により、ライセンス（実施権、使用権、License）を許諾する契約をいう。なお、ライセンス契約の概念図およびライセンス契約のキーポイントを表すと次のようになる。

### <ライセンス契約概念図>



### <ライセンス契約のキーポイント>

キーポイント	内 容
当 事 者	当事者は誰と誰か？
対 象	対象は何か？
ライセンス	どのような範囲のライセンスを許諾するのか？
対 価	許諾対価はどれ程か？

昨今の企業における知的財産・知的財産権実務は、大きな流れとして「権利を取る」よりも「権利を使う」により注力する傾向が顕著になっているといえる。「権利を使う」という観点からはライセンス契約が重要な役割を果たすことになり、したがって、各企業においては、知的財産・知的財産権に関するライセンス契約を一層重視するようになってきている。

そのような中において、ライセンス契約においては当事者交渉が実務的に最も重要であり、ライセンサーからライセンシーに要求される不爭義務等の義務条項が大きな争点事項である。なお、知的財産ライセンス契約には、多様な形態が存在する中で、本稿においては知的財産ライセンス契約全版を背景として、特許ライセンス契約中心に論じる。

## 1. ライセンス契約の契機・目的

ライセンス契約を締結する契機又は目的は、必ずしも一様ではない。特に、ライセンサーの立